

新	旧
<p style="text-align: right;">医政医発0330第11号 平成28年3月30日</p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局医事課長</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて</p> <p>「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政医発第0612004号）第3の2による訪問調査の取扱いについては、平成24年3月29日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、その一部を改正し、平成28年4月1日より下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。ついで、来管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。</p> <p>なお、新たに指定しようとするとき、又は指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱</p> <p>1～7（略）</p>	<p style="text-align: right;">医政医発0331第1号 平成26年3月31日</p> <p>各都道府県衛生主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省医政局医事課長</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて</p> <p>「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政医発第0612004号）第3の2による訪問調査の取扱いについては、平成24年3月29日付けで各都道府県衛生主管部（局）長宛に周知したところであるが、今般、その一部を改正し、平成26年4月1日より下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨周知する。ついで、来管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>訪問調査は、別添「基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱」に基づき厚生労働省が実施する。</p> <p>なお、新たに指定しようとするとき、又は指定を継続しようとするときは、あらかじめ、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見を聴くこととする。</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院の訪問調査実施要綱</p> <p>1～7（略）</p>

新	旧																								
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-1-(略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-2-(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻咽喉科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>11～18 (略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-3-(略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-4-(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">25～28 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	<p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p>	<p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻咽喉科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table>	901	科	902	科	903	科	904	科	25～28 (略)	(略)	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-1-(略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-2-(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>11～18 (略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-3-(略)</p> <p style="text-align: center;">基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-4-(略)</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">25～28 (略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	<p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p>	<p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table>	901	科	902	科	903	科	904	科	25～28 (略)	(略)
<p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p>	<p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻咽喉科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table>	901	科	902	科	903	科	904	科																
901	科	902	科																						
903	科	904	科																						
25～28 (略)	(略)																								
<p>9 (略)</p> <p>10. 診療科名 (基幹型・協力型記入) 当該病院の医療法上の欄ぼう診療科について該当する番号すべてに○をつけ、該当する欄格がない場合は「99. その他」欄に記入すること</p>	<p>(略)</p> <p>欄ぼう診療科 (番号に○をつけてください)</p> <p>1. 内科 2. 呼吸器内科 3. 循環器内科 4. 消化器内科 5. 気管食道内科 6. 神経内科 7. 心臓内科 8. 性感染症内科 9. 外科 10. 呼吸器外科 11. 心臓血管外科 12. 消化器外科 13. 小児外科 14. 気管食道外科 15. 肛門外科 16. 整形外科 17. 脳神経外科 18. 形成外科 19. 美容外科 20. 精神科 21. アレルギー科 22. リウマチ科 23. 小児科 24. 皮膚科 25. 泌尿器科 26. 産婦人科 27. 産科 28. 婦人科 29. 眼科 30. 耳鼻いんこう科 31. リハビリテーション科 32. 放射線科 33. 病理診断科 34. 臨床検査科 35. 救急科 99. その他 (次に記入してください)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>901</td> <td>科</td> <td>902</td> <td>科</td> </tr> <tr> <td>903</td> <td>科</td> <td>904</td> <td>科</td> </tr> </table>	901	科	902	科	903	科	904	科																
901	科	902	科																						
903	科	904	科																						
25～28 (略)	(略)																								

新			旧		
29. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)	29. 研修医の処遇 (基幹型・協力型記入)	(略)	(略)
勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 休憩時間 時間外勤務の有無: 1. 有 2. 無	勤務時間		基本的な勤務時間 (: ~ :) 24時間表記 休憩時間 時間外勤務の有無: 1. 有 2. 無
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-5-(略)			基幹型臨床研修病院指定申請に係る訪問調査申込書-5-(略)		
<p>(記入要領)</p> <p>1~10 (略)</p> <p>11 「医師(研修医を含む。)の員数」欄について</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること(患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。)</p> <p>※算出式</p> $\left[\frac{\text{精神科及び診療科目に係る入院患者数(眼科の入院患者数を除く。)} + \text{精神科及び診療科目以外の科目に係る入院患者数(眼科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数(眼科、耳鼻咽喉科、眼科及び眼科の外来患者数を除く。)} + \text{眼科、耳鼻咽喉科及び眼科の外来患者数}}{2.5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$ <p>(6) (略)</p> <p>12~27 (略)</p> <p>28 「研修医の処遇」欄について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間及び勤務時間中の休憩時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>29 (略)</p>			<p>(記入要領)</p> <p>1~10 (略)</p> <p>11 「医師(研修医を含む。)の員数」欄について</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 「医療法による医師の標準員数」は、医療法施行規則第19条第1項第1号の規定に従い、次に掲げる算出式により算出すること(患者数は、入院及び外来とも申請年度の前年度の1日平均とすること。)</p> <p>※算出式</p> $\left[\frac{\text{精神科及び診療科目に係る入院患者数(眼科の入院患者数を除く。)} + \text{精神科及び診療科目以外の科目に係る入院患者数(眼科の入院患者数を除く。)}}{3} + \frac{\text{外来患者数(耳鼻咽喉科、眼科及び眼科の外来患者数を除く。)} + \text{耳鼻咽喉科、眼科及び眼科の外来患者数}}{2.5} - 52 \right] \times \frac{1}{16} + 3 = \text{医師の標準員数}$ <p>(6) (略)</p> <p>12~27 (略)</p> <p>28 「研修医の処遇」欄について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「勤務時間」欄は、研修医の基本的な勤務時間について記入すること。また、「時間外勤務の有無」欄は、時間外勤務がある場合には「1. 有」に、無い場合には「0. 無」に○をつけること。</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>29 (略)</p>		